

北九州市議会先例新旧対照表

新(改正案)	旧(現行)
<p>第1章 会議 第24節 質疑</p> <p>117 質疑(代表質疑を除く。)の発言時間は、答弁を含め1人60分以内とする。ただし、所属議員2人及び3人の会派は1人30分以内、所属議員1人の会派(無所属を含む。)は1人15分以内とする。なお、所属議員1人の会派にあっては、次定例会の発言時間を繰り上げ、合わせて30分以内とすることができる。<u>その場合においては、次定例会において質疑及び一般質問をすることはできない。</u></p> <p>117-2 <u>所属議員1人の会派(無所属を含む。)は、一の定例会において、質疑(一般質疑を除く。)又は一般質問のいずれかを行うことができる。</u></p>	<p>第1章 会議 第24節 質疑</p> <p>117 質疑(代表質疑を除く。)の発言時間は、答弁を含め1人60分以内とする。ただし、所属議員2人及び3人の会派は1人30分以内、所属議員1人の会派(無所属を含む。)は1人15分以内とする。なお、所属議員1人の会派にあっては、次定例会の発言時間を繰り上げ、合わせて30分以内とすることができる。</p>